

豪サステナブル金融の行程表

～ESG 情報開示の実効性向上に向けた取り組み～

アジア調査部 首席主任 研究員

江崎和子

03-3591-7561

kazuko.esaki@mizuho-ri.co.jp

- 資源国家のオーストラリアでは連邦政府による気候変動対策が政治争点化も、各州政府が脱炭素を推進。サステナブル金融の蓄積が豊富な民間金融セクターが脱炭素の取り組みをサポート
- 金融セクターによるオーストラリアン・サステナブルファイナンス・イニシアチブ (ASFI) が2030年までの行程表を公表し、持続可能な金融システムを目指す年度別の37項目を提言
- 脱炭素への国際社会の切迫感を映したASFIの提言は、独自のタクソノミー検討、2023年までに気候関連財務情報開示、サステナビリティ報告（第三者保証）の義務化など、示唆に富む内容

1. オーストラリアのサステナブル金融は州政府・民間部門が主導

オーストラリアでは、毎年のように干ばつ・洪水、森林火災などの自然災害に直面しているが、近年その規模が巨大化している。2019年9月頃から翌2月中旬まで、東南部を中心に大規模な森林火災が深刻化し、焼け出されたコアラなど、その被害の大きさが連日報道された。その背景として指摘されているのが、地球温暖化による異常な乾燥と高温だ。森林火災が多発することで、ますます温室効果ガス（Greenhouse Gas、GHG）排出量が増大し、気候変動を助長するという負のサイクルに、オーストラリアは直面している。オーストラリアにおいて、気候変動対策の推進が急務とされる所以だ。

オーストラリアは、世界でもトップレベルの資源大国である。鉱業（Mining）及び鉱物資源は、オーストラリアのGDPの10%を占め、輸出の約6割を占める主要産業である。この主要産業の代表格が石炭である。事実、2019年の国内発電量の約6割は石炭である。そうした事情から、オーストラリアでは、脱炭素社会を目指す気候変動対策は、常に政治争点化してきた。気候変動対策に積極的な労働党（現野党）と、石炭業界を支持基盤にもつ保守連合の自由党（現与党）の間で政権交代の度に、炭素税などの気候変動対策の導入と廃止が繰り返えされてきた。

その結果、連邦政府がパリ協定を批准¹したのは、採択から2年が経過した2017年だった。加えて、自由党の現モリソン政権は、気候変動対策への理解を示しつつも、GHG排出を実質ゼロとする「カーボンニュートラル」を未だ宣言していない。連邦政府に代わって、各州政府が2050年までのカーボンニュートラルを宣言し、再生可能エネルギー導入目標を掲げている。電力の買い取り制度、省エネ基準や認証ラベルの策定、鉄道敷設・管理なども主に州政府が運営しており、これらの対策の財源として、各州政府の財務公社はグリーンボンドなどを発行してきた。民間金融セクターが早くから環境・社会目的のサステナブルファイナンス（サステナブル金融）に取り組んできた土壌があったからこそ、様々な手法による資金調達が可能であった。

以下に、オーストラリアのサステナブル金融の取り組みを振り返り、金融セクターの集まりであるオーストラリアン・サステナブルファイナンス・イニシアチブ (ASFI) が2020年11月に公表した、2030年までの金融システムの持続可能な未来を目指すロードマップ (行程表)²につき解説する。行程表は37項目の提言から構成され、グローバルなサステナブル金融を巡る論点が集約されており、現在議論³が進行している我が国の政策にとっても示唆に富む内容となっている。

2. オーストラリア・サステナブル金融の歩み

(1) 豪サステナブル金融市場の進展

オーストラリア初のグリーンボンドは、ナショナルオーストラリア銀行 (NAB) によって2014年12月に国内市場で発行された3億豪ドルの資金調達案件であった。これは、国際基準の気候ボンド基準 (Climate Bonds Standards、CBS) に準拠した初の銀行債であり、その資金は、風力発電所や太陽光エネルギー施設などの融資に充てられた。

これ以降、発行体は、各州の財務公社、大学、法人などへと拡大し、サステナブル金融商品の種類や手法もグリーンローン、サステナビリティ・リンク・ローン⁴、サステナビリティボンド⁵、ソーシャルボンド⁶、ソーシャルインパクトボンド⁷、グリーン預金制度、グリーンRMBS (住宅ローン債権担保証券) などへと広がった (図表1)。

図表1 豪サステナブル金融市場の推移

年月	主な発行体・商品タイプ、発行額等
2014/12	NAB、グリーンボンド3億豪ドル発行
2016/7	ビクトリア州財務公社、グリーンボンド3億豪ドル発行
2016/12	Monash 大学、大学初の気候ボンドを米国私募にて2.18億豪ドル発行
2017/3	NAB、オフショアグリーンボンド5億ユーロ発行 NAB、ソーシャルボンド (男女平等共同参画社会目的)、5億豪ドル
2017/7	ソーシャルベンチャーオーストラリア (SVA)・サウスオーストラリア州政府、ソーシャルインパクトボンド (SIB) 発行 (ホームレス問題)
2018/2	NAB、初の個人顧客向けグリーン定期預金、グリーンRMBSの組成
2018/9	SVA・ニューサウスウェールズ州財務公社 (1,000万豪ドルコミット)、SIB発行 (若年層の雇用問題)
2019/3	クイーンズランド州財務公社 (Queensland Treasury Corporation、QTC) も第2回12億豪ドルのグリーンボンド発行
2019/4	Woolworths、スーパーマーケット業界初のグリーンボンドにて4億豪ドル発行 (機関投資家90社から調達)
2019/5	シドニー空港、初のシンジケート・サステナビリティ・パフォーマンス・リンク・ローンにて14億豪ドルを調達
2019/11	ニューサウスウェールズ州財務公社、初のサステナビリティボンドを18億豪ドル発行
2020/4	国際金融公社 (IFC)、カンガルー・ソーシャルボンドを2億豪ドル発行

(資料) 各種資料よりみずほ総合研究所作成

(2) グローバルにおける豪金融セクターの役割と脱炭素方針

オーストラリアの金融セクターは、グローバルな枠組みである、①国連が支援する責任投資原則 (Principles of Responsible Investment、PRI)、②持続可能な保険原則 (Principles for Sustainable Insurance、PSI)、③責任銀行原則 (Principles of Responsible Banking、PRB) の策定において、重要な役割を担ってきた。

投資分析と意思決定にESG（環境・社会・ガバナンス）要因を考慮するPRIでは、2021年2月3日時点の署名3,684機関のうち、オーストラリアは178機関と、国別では世界の第5位に位置する。

同様に、保険事業の意思決定にESG要因を考慮するPSIでは、2012年6月の設立時に、オーストラリアの主要な保険グループ4機関が署名し、国連の持続可能な開発目標SDGsとパリ協定との整合性を求めるPRBでは、2019年9月に、創設28機関にオーストラリアからNABとウェストパックグループが加わった。4大銀行グループのANZとコモンウェルス銀行も後にPRBに署名している。

なお、PRBでは、企業が経済・環境・社会に及ぼす影響とその目標設定が求められていることから、主要な豪金融機関は、火力発電の燃料となる一般炭（thermal coal）採掘への融資の停止を次々と表明した（図表2）。また、主要な保険グループ（QBE、Suncorp、IAG）も、2030年までに一般炭採掘事業への保険引受、及び、投融資を停止することを表明した（図表2）。新規石炭事業の立ち上げには、保険の引受が必須であり、保険会社の石炭事業への引受・投融資停止は、資源国家のオーストラリアにおいてさえも、二酸化炭素排出量が大量の石炭火力事業が長期的に高リスク、即ち、サステナブルでないと判断されたと解釈できる。

図表 2 豪金融機関などの脱炭素方針

金融機関など	炭素事業への投融資方針
コモンウェルス銀行	2019年8月に、2030年までに一般炭及び火力発電所への融資を停止することを公表
ナショナルオーストラリア銀行（NAB）	2019年11月には、7.6億豪ドルある一般炭採掘への融資を2028年までに半分にし、2035年までに停止を表明
ウェストパックグループ	2020年5月に、2030年までに一般炭の採掘への融資を止めることを公表
ANZ	2020年10月に、直ちに一般炭の採掘と石炭火力発電所への新規融資を停止、既存の投融資は2030年までに停止を表明
QBE Insurance Group	2019年4月に、2030年までの一般炭採掘事業への保険引受、及び、投融資の停止
Suncorp Group	2019年7月に、新規の一般炭採掘事業及び火力発電所への保険引受、投融資を停止、2025年までに既存の同事業から段階的に引き揚げ
Insurance Australia Group (IAG)	2019年10月に、2023年までに全ての化石燃料の採掘・火力発電への保険引受、及び、投融資の停止

（資料）各種資料よりみずほ総合研究所作成

3. オーストラリアン・サステナブルファイナンス・イニシアチブ（ASFI）

（1）ASFIにより2050年までに排出実質ゼロを目指す

脱炭素社会の実現に向けて積極的でない連邦政府に代わって、オーストラリアでは、州政府や民間金融セクターが脱炭素方針を掲げ、サステナブル金融を通じ、その実現に向けて戦略的に取り組んでいる。実際、オーストラリアでは、民間金融セクター中心に、オーストラリアン・サステナブルファイナンス・イニシアチブ（ASFI）が2019年3月に立ち上げられた。きっかけは、その前年にシドニーで開催された国連環境計画（UNEP）の地域ラウンドテーブルで、行程表の必要性が本格的に議論されたことであった。それを受けて、アカデミア、銀行、保険会社、年金基金（スーパーアニュエーション）、運用会社、規制当局、政府などの80組織に亘る130名の専門家がASFIの立ち上げに参加した。専門ワーキング・グループ毎に課題が検討され、最終報告として2030年までの行程表が、昨年11月に公表され

た。

行程表は、4つの領域（①サステナビリティをリーダーシップに、②サステナビリティを慣行に、③豪国民に強靱性を、④サステナブル金融市場の構築を）に分類された37項目の提言内容について、2030年までの行動計画が示されている（図表3）。行動計画の導入は、2030年までの持続可能な開発目標を定めたSDGs、パリ協定、仙台防災枠組み⁸へのオーストラリアの国際公約を踏まえた措置だ。これらの目標を通して、オーストラリアが2050年までにGHG排出実質ゼロの社会となることを目指すものである。

図表3 豪サステナブルファイナンス・イニシアチブ行程表の37項目の提言

目標年度	短期 (2021 → 2022)		中期 (2023 → 2025)		長期 (2026 → 2030)
① サステナビリティをリーダーシップに	1 トップ主導の説明責任 3 従業員規則の支援 5 ASFIの恒久化	6 先住民金融サービスオフィスの設立 7 無料、インフォームドコンセントの成文化	1 他業界への影響の管理・対応 2 スキルと能力の構築 3 包摂的カルチャーの醸成 4 目標の長期的価値の創出に向けた報酬の調整	5 行程表導入のガイダンス、フォーラム、特別プロジェクトの設立 8 行程表導入支持への国際的協調の確立	
② サステナビリティを慣行に	10 サステナブル金融の国際的プラットフォームに参加 12&13 TCFD 報告ガイドの作成 14 自然関連財務情報開示 (TNFD) 開発に主導的役割	16 ストレステストとガイダンスの整備 19 規制ガイド及び基準にサステナビリティの組入れ 20 アウトソース及び調達にサステナビリティの組入れ	9 タクソノミープロジェクトの設立 11 金融機関に「適用しないならば、なぜか」方式でのTCFD報告 12 ASX300 企業に同方式でのTCFD報告 14 TNFD ガイドの開発とファンドリサーチ 15 サステナビリティ報告と第三者保証の義務化と国際的協調	16 気候リスクのシナリオ分析とストレステストの実施 17 脆弱性評価の拡張 18 環境・社会的外部性評価 19 商品・サービスにサステナビリティ情報の組入れ 21 ステewardシップ・コードの開発	16 シナリオ分析とストレステストの他のサステナビリティリスクへの拡張 18 国・州レベルでのデータセットの編集・整備
③ 豪国民に強靱性を	24 金融包摂行動計画の確立と現在の商品サービスと慣行の見直し 26 金融能力の構築	28 サステナビリティの優先度と価値に基づく投融资決定 29 商品デザイン原則の開発	22 コミュニティファイナンスの設立支援 23 衝撃に強靱な収入持続化融資の開発 25 家計の経済的困窮の調査	27 ラベル基準の開発 30 国民の健全な生活のための枠組みの開発	
④ サステナブル金融市場の構築を	31 ネットゼロ排出宣言を支援する目標と道筋の確立	34 気候リスク緩和策の推進と災害に強靱なビル 35 サステナビリティインパクトと強靱な市場の開発支援 37 (インフラ) 不動産の再建と開発へのファイナンス	32 サステナブル資本市場の開発支援 33 サステナブル金融市場の機能を報告 36 ソーシャルインパクト投資の独立業者の形成		

(資料) ASFI よりみずほ総合研究所作成

以下では、37項目の提言のうち、サステナブル金融を拡大する上でとりわけ重要と思われる3つの課題（タクソノミー、気候関連財務情報開示、サステナビリティ報告の義務化）に関連する項目についてみてみることにしたい。

(2) サステナブル金融を分類するタクソノミーをオーストラリアの法体系で

ASFIでは、オーストラリアの法体系に添ったタクソノミー (Taxonomy) プロジェクトの設立が提言されている (提言9)。タクソノミーとは、投融資案件の環境・社会への適合度合いを「分類」する判断基準である。タクソノミーは2020年6月にEUタクソノミー規則が制定され、中国でもタクソノミーに相当する独自のプロジェクト目録を整備している。カナダ、マレーシア、シンガポールでも独自のタクソノミーが検討されており、オーストラリアもその流れに加わった格好だ⁹。EUのグリーンでないものを厳格に排除するタクソノミーに対し、中国の目録は、国家戦略推進のために国際社会がグリーンとは見なさないものも含まれている¹⁰。マレーシアは、国内法と国際基準をベースにグリーンからブラウンの判定基準を提供し、中間にあるものを移行 (トランジション) と捉え、金融機関が支援することを可能としている。資源国家のカナダやオーストラリアは、既存の国際的枠組みに配慮しながらも独自の特徴を備えたものを検討するようだ。オーストラリアは、主要産業や電源構成を踏まえて、石炭への依存を段階的に低下させる方針とみられる¹¹。独自のタクソノミーの策定には、GHG排出実質ゼロの最終目標が同じならば、そこに至る道筋は各国違って構わない、むしろその方が効率的に達成できる、との考えがその背景にある。グローバルに共通のタクソノミー¹²は理想だが、各国別のタクソノミーを容認する意見がアジア太平洋地域を中心に増大しているのが現状だ¹³。

オーストラリアのタクソノミーは、各種のサステナブル商品などに使用されることを目的としている。具体的には、銀行貸出、サステナビリティボンドの発行、サステナブル商品のラベル、適格グリーン・サステナブル資産のリスク指標 (リスクウェイト) の開発、オーストラリア証券取引所 (ASX) での気候変動に焦点を当てた株指数開発、環境目標への移行計画に沿った投資家との建設的な対話などである。2050年までの排出量実質ゼロを目指すために、インパクトの計測ができる証拠に基づく適切なベンチマークを2025年までに検討する意向だ。

日本では、グリーンボンド、サステナビリティ・リンク・ローンなど商品毎のガイドラインはあるが、すべてのサステナブル金融に適用可能な大枠の考え方を示すタクソノミーは、本格的な議論にまで至っていない。国際基準としてEUタクソノミーを容認する意見があるようだが、日本でもサステナブル金融の推進のために、タクソノミーを検討すべきではないだろうか。その際には、オーストラリアで検討されているように、すべてのサステナブル金融商品に適合し、インパクトの計測が可能との視点が重要となるだろう。

(3) 気候関連財務情報開示 (TCFD 報告) に基づく情報開示を金融機関と上場企業に

脱炭素社会の実現に向けて気候関連の情報開示への需要がグローバルに高まっている。金融システムの安定的な未来のために、気候変動が金融機関や金融システムに及ぼす影響を、金融機関が財務上把握することが重要になるとの考え方が背景にある。企業に対する気候関連の情報開示は、その代表的枠組みである気候関連財務情報開示タスクフォース (TCFD) 勧告¹⁴に基づく情報開示が主流になるとみられ、英国¹⁵、ニュージーランドが義務化を実施または予定している。

現在、オーストラリアでは、企業統治指針に相当する「コーポレートガバナンス原則と推奨事項 (CG原則)」で、上場企業に対してESG情報開示が2014年から導入された。その報告方式はオーストラリア版「遵守するか、説明せよ (コンプライ・オア・エクスプレイン)」に相当する、「適用しないならば、なぜか (if not, why not')」に基づくものとされる¹⁶。2019年2月の改訂でCG原則に加わったTCFD報

告は推奨事項との位置づけである¹⁷。

情報開示の質の向上は、企業が積極的に採用することから始まる。TCFDのコンプライ・オア・エクスプレイン方式は適用が困難な場合でも説明が可能であり、企業にとっては導入の敷居が低い。事実、ASXの上位200社において、TCFD報告を適用した企業は2018年の26社から2019年に60社に増加した¹⁸。更なる普及を目指すため、ASFIでは2023年までにTCFD報告対象企業の目標をASX上位300社に引き上げ、金融機関では、連結収益1億豪ドル以上とする方針だ（提言11、12）。

上記のように、TCFD報告の推奨をCG原則に明記したことで、適用企業が1年で倍増したことは、推奨ベースのコンプライ・オア・エクスプレイン方式が企業の情報開示を促すのに一定程度効果があることを示唆している。

TCFD報告のシナリオ分析は、企業の持続可能な長期的展望をうまく説明するツールとして、ステークホルダーとの建設的対話に活用することに適している。その反面、シナリオ分析は柔軟性や不確実性が非常に高いため、企業間の定型・定量比較には不向きな点がある。事実、オーストラリアではTCFD報告の適用企業18社において、31の異なったケースのシナリオ分析が報告された¹⁹。オーストラリアでTCFD報告が推奨事項にとどまるのは、こうした点が考慮されたとみている。現在日本で議論されている情報開示の義務化を検討するならば、サステナビリティ報告²⁰項目の中から定型・定量比較が可能なものとするのが妥当であろう。

（４）サステナビリティ報告の義務化を

気候変動や生物多様性などの環境要因だけでなく、人権、労務環境、コミュニティなど社会要因を含めたサステナビリティ報告への関心も高まっている。企業がサステナビリティ報告を発行する目的は、投資家などのステークホルダーが理解できるように、環境・社会要因が企業の価値に及ぼす影響や、企業が及ぼす環境・社会への影響を公にすることである。

オーストラリアでは、企業のサステナビリティ報告の独立監査人などによる第三者保証は任意であるが、その重要性を踏まえて、サステナビリティ報告と第三者保証を上場企業と金融機関が保有する未上場資産に義務づけることを提案している（提言15）。企業の環境・社会パフォーマンスに関する信頼性を求めるステークホルダーの声を受けて、第三者保証を受ける企業は、世界52カ国上位250社で2005年の30%から2020年に71%へと増加している²¹。オーストラリアでも企業の非財務情報開示を強化し、透明性を高めることが、金融システムの強靱化につながると判断したようだ。オーストラリアがサステナビリティ報告と第三者保証までの義務化を提案したことは、グローバルに報告様式が定まっていない中で、サステナビリティ報告を躊躇しがちな企業に、導入を促すための英断と評価できる。

4. ASFI の提言から考える日本への示唆

（１）ASFI は国際社会の脱炭素社会に向けた切迫感を反映

オーストラリアでは、脱炭素社会に向けて主導的な役割を担えていない連邦政府に代わって、民間の金融セクターが中心となって、脱炭素社会の実現に向けて必要な再生可能エネルギー施設などのインフラプロジェクトの投融資に取り組んでいる。4大銀行グループ、保険会社が燃料炭への投融資停止を表明したのは、その一例だ。資金の出し手である年金基金などがESG要因を考慮する責任投資に積極的に取り組んでいることが背景にある。実際、化石燃料に関連する投資を全くしないとする年

金基金があるほどだ²²。その年金基金も受託者である個人の厳しい目に晒されている。事実、23歳の個人が年金基金の環境リスク開示が不足していると2017年に訴えた件は、2020年11月に和解が成立したが、年金側が2050年までに投資先全体の二酸化炭素排出量をゼロにすることとなった²³。個人の環境意識の高まりなどを受けて、今後、年金基金などの投資家が上場企業に対し気候関連の情報開示を要請する圧力が益々強まることが予想される。

気候変動に関する政府間パネル（IPCC）は、2018年の特別報告書において、地球の平均気温の2度上昇でもその損失は天文学的なものになると予測し²⁴、人類が壊滅的な展開を回避するには、1.5度未満に抑える必要があり、これに間に合うように経済活動を変革し、2050年までにGHG排出実質ゼロを達成しなければならないと警告した。報告の衝撃を受けて、日米欧を中心に国際社会が、2030年までにGHG排出量の半減、2050年までにGHG排出実質ゼロの脱炭素社会に向けて動き出したのは周知の通りである。

資源国家のオーストラリアにおいても、連邦政府がようやく2020年9月にGHG排出を削減する次世代の技術に10年間で180億豪ドルを投資する「技術投資ロードマップ」²⁵を公表した。連邦政府は、経済成長とGHG排出のバランスに配慮しつつ、国際公約の達成のために新技術に投資し、雇用創出を目指している。金融セクターも技術目標の達成に向けて協力し、低炭素社会の実現を支援するサステナブル金融を促す行程表を公表した。サステナブル金融を用いて、効率的に2050年までに排出実質ゼロを支援する意図だ。

本稿でとりあげたASFIには、グローバルな環境・社会目的のサステナブル金融の論点である、独自のタクソノミーの検討、金融機関と上場企業にTCFD情報開示の導入、サステビリティ報告（第三者保証）の義務化、自然関連財務情報開示²⁶、金融機関など²⁷に気候関連リスクのストレステスト（健全性評価）導入²⁸、金融包摂の推進²⁹、サステナブル金融のハブ化³⁰戦略³¹などが含まれている。行程表は2030年までだが、その項目の殆どが2025年までに実施することを目指している。これは、2030年までの限られた期限で脱炭素へと産業構造の変革に舵を切るために、サステナブル金融を用いて資金を動員し、可能ならば前倒しにしても、脱炭素社会を実現しなければ国際社会から取り残されてしまうとの危機感を反映したものと読み解ける。資源国家のオーストラリアにおいても、脱炭素が既定路線となる中で、ASFIとは、オーストラリアの脱炭素社会に向けて主導的役割を担うとの金融セクターの決意表明ともいえる存在だ。

（2）気候関連情報開示のTCFD報告をCGコードで推奨し、段階的な普及を

最後に、ASFIの提言から、我が国にも参考となる点を考察する。

グリーンボンドを含むサステナブル金融の発行残高および責任投資の運用資産において、アジア太平洋地域のなかで日本は市場を牽引してきた主要国である。そうした中、近年では環境課題を次世代の成長産業と見据え、欧州のグリーンディールのような成長戦略に位置付ける地域や国が増加している。日本も、本年度中にまとめる成長戦略に、次世代技術開発や設備投資などが中心に据えられるとみられる。サステナブル金融分野では、ESG情報開示方針などが取り上げられることとなるだろう。そこで、ESG情報開示につきオーストラリアの特徴とそこから得られる日本への示唆を述べたい。

日本企業のESG情報開示の議論では、有価証券報告書で義務化すべきとの意見と、任意のコーポレートガバナンス・コード(CGコード)のコンプライ・オア・エクスプレイン方式で促すべきとの意見³²

に割れている。また、その論点は、気候関連だけでなく、その他の環境・社会項目にも及んでいる。

気候関連情報開示では、グローバルに多くの機関がTCFDへの賛同を表明し、今後TCFD報告が主流になると予想される。オーストラリアでは、TCFD報告はコンプライ・オア・エクスプレイン方式のCG原則で推奨が明記され、段階的な普及が図られることに特徴がある。推奨を明記した結果、1年で適用企業が倍増した。更なる普及を目指して、オーストラリアはTCFD報告の2023年までの適用対象を金融機関と大企業（ASX300社）とし、上場企業のうち報告に負担の大きい中小型企业を当初提案から除いた上で、段階的な普及を図るようだ。

日本では、TCFD報告は任意で導入が推進されている。任意にも関わらず日本ではTCFDに賛同する機関が341機関（2021年2月8日時点）と世界で最も多いことから、現状のCGコードによるコンプライ・オア・エクスプレイン方式の対応が適切と考えられる。日本において、TCFD報告のもう一段の普及を図るには、現在CGコードに明記されていないTCFD報告を、オーストラリアのようにCGコードで推奨することが有効な対策となるだろう。さらに、対象企業³³を段階的に全上場企業に広げていくのが現実的な対応と考えられる。

TCFD報告は柔軟性・不確実性の高いシナリオ分析を含むことから、オーストラリアでは、今のところ義務化はされていない。むしろ、気候も含めて環境・社会項目も重要との考えから、サステナビリティ報告と第三者保証の義務化が提案されている。投資家が求めるのは、企業間の定型・定量比較可能な指標である。オーストラリアは、同じ報告様式間の比較が可能なサステナビリティ報告を、透明性・信頼性向上のために、第三者保証を取得の上で、義務化すべきと判断したようだ。

日本で義務化に当たる法定開示は、有価証券報告書である。オーストラリアのような非財務情報を開示すべきとの考えに基づくならば、日本でもGHG排出量など必要な環境・社会項目指標を有価証券報告書へ記載することを、企業に要請するのが適当ではないか。指標の検討には、日本にとって「何がサステナブルか」の根拠を示す日本版タクソミーが必要と考えられ、国内法との関わりの中で検討すべきだろう。その際に、オーストラリアの主張する全てのサステナブル金融商品を対象とし、インパクトの計測が可能なものとの視点が重要となる。

オーストラリアの金融セクターが2050年までの排出実質ゼロを目指し、持続可能な金融システムの2030年までの行程表を打ち出したように、日本もサステナブル金融の取り組みを加速させる必要がある。今後、日本でも低炭素社会の実現に向けて必要な資金需要を確保するためには、企業のESG情報開示が益々重要になるだろう。現在議論中のESG情報開示方針によって、日本企業の開示がより一層拡充されることを期待したい。

以上

¹ 2015年に採択された地球温暖化対策の国際的枠組みであるパリ協定の、世界の平均気温上昇を2度（可能ならば1.5度）未満に抑える目標に向けて、オーストラリアは2005年を基準年として、GHG排出量を2030年までに26-28%に削減することをコミット

² Australian Sustainable Finance Initiative, “Australian Sustainable Finance Roadmap: A plan for aligning Australia’s financial system with a sustainable resilient and prosperous future”, 15 December 2020

³ 金融庁主催「サステナブルファイナンス有識者会議」、経済産業省「トランジション・ファイナンス環境整備検討会」、金融庁「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンスコードのフォローアップ会議」などで議論が進行中

⁴ 環境・社会目標の成果に応じて条件が変更される融資

⁵ 資金使途が環境・社会目的のプロジェクトに限定される債券

- 6 資金使途が社会的課題の解決のためのプロジェクトに限定される債券
- 7 民間事業者は調達した資金を用いて公共サービスを提供し、事前に定められた目標への成果に応じて、行政府が資金提供者に資金（コスト+ α ）を支払う、社会的課題の解決のための資金調達は官民が協力の仕組み
- 8 2015年3月の第3回国連防災世界会議において、採択された「人命・暮らし・健康と、個人・企業・コミュニティ・国の経済的、物理的、社会的、文化的、環境的資産に対する災害リスク及び損失の大幅な削減」を目指す取決め、その中で、グローバル及び地域の金融機関が災害による経済的・社会的インパクトの可能性や見通しを共有・調整することも合意
- 9 グローバルな金融当局の集まりであるNGFSでも、金融当局によるタクソノミーの策定を支持。Network for Greening the Financial System, “A call for action Climate change as a source of financial risk”, April 2019
- 10 石炭のクリーン利用（大気汚染物質を除去した石炭火力技術のクリーンコール等）が2020年7月まで含まれていた他、調達した資金の50%までを運転資金として認めている点など（国際基準ではグリーンボンド資金の95%がグリーンプロジェクトでなければならない）。
- 11 ASFIの提言する国際的な枠組みに配慮しつつも、固有の特徴を備えるべきとの姿勢やマレーシアの詳細を規定しない原則ベースの方式は、日本にとっても参考になると思われる。ただし、ASFIのタクソノミープロジェクトの具体的内容は未定であり、ディープグリーンを求める投資家と現実的な対応を求める企業との間で、議論が対立すると想定される。なお、日豪褐炭水素サプライチェーンプロジェクトで官民連携が行われていることから、オーストラリアでの今後の議論の行方も注視すべきだろう。
- 12 EUを事務局とするサステナブル金融の国際的プラットフォーム（IPSF）では、既存のタクソノミー間の共通性を探る（Common Ground Taxonomy）ワーキング・グループが設立され、今年度中に報告を公表する予定
- 13 Elena Johansson, ESG Investor, “Is a Global Taxonomy the ‘Investment Highway’ to a Net-Zero Transition?”, 24 February 2021
- 14 TCFD勧告とは、G20の要請を受け、金融安定理事会（FSB）により設立された「気候関連財務情報開示タスクフォース（Task Force on Climate-related Financial Disclosures）によってまとめられた2017年6月の最終報告書を指す。企業に対し、気候変動関連リスク及び機会について、①ガバナンス、②戦略、③リスク管理、④指標と目標の項目について開示することを推奨
- 15 2021年1月からプレミアム上場企業、金融機関（銀行・ビルディングソサエティ・保険会社）、職能年金基金（50億 £ 以上）にコンプライ・オア・エクスプレイン方式のTCFD報告を要請し、その他上場企業にも2025年までの報告を義務付け
- 16 CG原則は、ソフトローとしての上場規則によって、上場規則はハードローとしての会社法の法的拘束力によって、その実効性が担保されている。CG原則は、その内容をアニュアルレポート（AR）にCG報告書を内包するか、ARと同時にCG報告書をASXに提出すること。
- 17 Recommendation 7.4は2020年1月1日以降に財務年度を迎える企業から発効
- 18 Australian Council of Superannuation Investors, “Promises, Pathways & Performance, Climate change disclosure in the ASX200”, October 2020 適用：2018年26社→2019年60社、コミット：2018年26社→2019年14社、検討：2018年12社→2019年20社
- 19 Australian Council of Superannuation Investors, “ESG Reporting by the ASX 200”, August 2019
- 20 現在、サステナビリティ報告は、その報告様式である主要なガイドラインだけで5つもあり、財務報告より複雑。報告すべき情報は、一定期間にわたって一貫性があり、企業や地域が比較でき、正確性があること、使用者の利便性が重要。主要なガイドラインとは、GRI（グローバル・レポーティング・イニシアチブ）、IIRC（国際統合報告フレームワーク）、SASB（サステナビリティ会計基準審議会）、CDSB（気候変動開示基準委員会フレームワーク）、CDP（旧カーボン・ディスクロージャー・プロジェクト）など。現状では、その複雑性からグローバルに課題を抱えているが、ガイドラインの統合に向けたグローバルな動きとして、IFRS財団は、2020年9月に、サステナビリティ報告に関する協議文書を公表し、国際的に認知されたサステナビリティ報告基準の必要性などにつき2020年12月31日まで意見募集。また、国際証券業協会（IOSCO）では、2020年4月に、「サステナブルファイナンスと証券規制当局及びIOSCOの役割」の最終報告を公表し、サステナビリティ・タスクフォースを設立
- 21 KPMG, “The Time has come, The KPMG Survey of Sustainability Reporting 2020”, December 2020
- 22 Future Superは2014年に創設された100%化石燃料に投資しない倫理的投資を組み込む年金基金。オーストラリアの年金（スーパーアニュエーション）制度では、被用者は、自由にファンドの選択・移管が可能
- 23 Retail Employee Superannuation Trust (REST) (<https://rest.com.au/why-rest/about-rest/news/rest-reaches-settlement-with-mark-mcveigh>)
- 24 2100年時点の地球温暖化による世界全体の損失額（市場及び市場以外への影響、海面上昇による影響、大規模かつ不連続な事象による影響を含む）の平均正味現在価値は、1961-1990年と比べて、地球温暖化を1.5度に抑えた場合が54兆米ドル、2度に抑えた場合が69兆米ドルと推計。42頁、環境省『IPCC「1.5°C特別報告書」の概要』2018年度（2019年7月版）
- 25 優先度の高い低排出技術に、①クリーン水素（水素1kg当たり2豪ドル以下）、②大規模長時間蓄電（1MWh当たり100豪ドル以下）、③低炭素素材（鉄1トン当たり900豪ドル以下、アルミ1トン当たり2,700豪ドル以下）、④二酸化炭素回収貯留〔CCS〕CO₂1トン当たり20豪ドル以下での貯留）、⑤土壌炭素測定（1ha当たり年間3豪ドル以下の各項目で目標を設定
- 26 自然関連財務情報開示（TNFD）は、生物多様性などの自然関連情報開示を検討するために、国連開発計画（UNDP）、国連環境計画金融イニシアチブ（INEPFI）、世界自然保護基金（WWF）、英環境NGOグローバルキャノピーを中心に2020年7月に

設立。今後2年に亘り、金融機関が自然に関するリスクと依存度、影響度が理解できるように報告制度を設ける予定。ASFIは、このTNFDにおいてオーストラリアがリーダーシップをとることを提言（提言14）

²⁷ 中小企業向け金融機関、年金基金、保険会社にも拡大されるべき（提言17）

²⁸ ストレストテストとは、ある事象から波及する連鎖的なマクロ経済の衝撃に対する、金融機関や金融システムの脆弱性や強靭性を測る手法。ASFIは、TCFDガイダンスに添って、金融機関が気候変動による森林火災などの物理的リスクと低炭素社会への移行リスクの影響について、シナリオ分析に基づくストレストテスト（脆弱性評価）を実施すべき（提言16）ASFIはオーストラリアでの実施に向けて次を主張。第1は、金融当局が全ての大手銀行、保険会社、年金基金に要請すること、第2は業界が報告に適する一貫性のある任意の基準を設けること、第3は各機関が内部の調査と工程に基づき実施すること、の3点。TCFDでは、企業にシナリオ分析導入の初期段階から、即ち、シナリオの概念と工程、事業との関連性、事業特有の気候関連のリスクと機会の特長、気候変動が及ぼす影響を踏まえた戦略計画の策定、財務情報を含むシナリオ分析による強靭性の開示を要請。

²⁹ 国民が金融システムに参加できる金融包摂と金融教育も、サステナブル金融市場の活性化のためには重要な論点。森林火災などの気候変動や健康被害への常習的な脅威や深刻な衝撃から、個人やコミュニティの回復を支援するために、収入持続化融資の開発（提言23）、コミュニティファイナンスの設立支援（提言22）、金融包摂行動計画の策定（提言24）を提言。また、サステナブル金融を取り扱う人材の技能の向上（提言2）、包摂的カルチャーの醸成（提言3）、報酬の調整（提言4）、先住民への理解を促すオフィスの設立（提言6）、インフォームドコンセントの成文化（提言7）も推奨し、金融包摂や金融教育を推進

³⁰ 英国、ルクセンブルグ、シンガポール、香港などがサステナブル金融の主要な金融センターとなることを計画

³¹ 資本市場での取り組み：①当局が金融機関のグリーン・サステナブル資産をリスクウェイトに基づき管理するガイダンスを策定すること、②金融システムの参加者の流動性要件に添った投資モデルの開発や影響力のある技術の商業化に向けた障害を取り除くこと、③サステナブルベンチマークやインデックスの組成を促すガイダンスを金融当局と協働すること、④アジア太平洋地域のサステナビリティに焦点を当てた事業のために、企業によるオーストラリア資本市場での起債などの資金調達を支援すること、⑤アジア太平洋地域での商品やサービスの普及のためにクリーンテクノロジー事業がASX上場できるように支援すること（提言32）、進捗状況の報告（提言33）

³² 「有報に気候変動の影響を」日本経済新聞、2021年2月11日

³³ 例えば、新設予定のプライム市場の上場企業など。2022年4月を目途に、日本取引所グループの5つある市場区分（東証1部、東証2部、マザーズ、JASDAQ[スタンダード・グロース]）を、3つの市場区分（プライム市場、スタンダード市場、グロース市場 [仮称]）に移行予定

●当レポートは情報提供のみを目的として作成されたものであり、取引の勧誘を目的としたものではありません。本資料は、当社が信頼できると判断した各種データに基づき作成されておりますが、その正確性、確実性を保証するものではありません。本資料のご利用に際しては、ご自身の判断にてなされますようお願い申し上げます。また、本資料に記載された内容は予告なしに変更されることもあります。なお、当社は本情報を無償でのみ提供しております。当社からの無償の情報提供をお望みにならない場合には、配信停止を希望する旨をお知らせ願います。